

## ～副検事としての日々～

### 1 とある日のことです。

私が通っている習い事に来ていた中学生の女の子から、私の職業を尋ねられました。

私が「検察官だよ。」と答えたところ、その子は驚いたように目を丸くして「えっ、死因を解明する人？」というのです。

私は、「それは検視官かな。」というところ、今度は「えっ、じゃあ、何の毒が入っているか解析する人？」とあるようなないような仕事が飛び出し、結局、正解にはたどり着かず、正解を伝えても伝わらないという一幕がありました。

私は、検察庁も検察官も、知名度が低いのだなとしみじみ感じました。

そこで、これからお話しする内容を読んでいただき、検察庁や検察官のことを少しでも知っていただければ、また興味を持ってもらえれば幸いです。

### 2 私は、先ほどの彼女に「検察官だよ。」と教えたのですが、正確に言うと、検察官副検事です。

副検事とは、検察庁に検察事務官として入庁し、検察事務官としての職務経験を経た上で、内部試験である副検事選考試験に合格すればなれる検察官です。

そして、その職務内容としては、司法試験を合格してなる検察官である検事と副検事とで大きく異なることはありません。

ふだん、私は、警察官が捜査をし、検察庁に送致した事件について、被疑者や被害者等から話を聞くなどし、その事件について起訴するのかわからないのかという処分を決めたりしています。

また、私自身が起訴した事件について、裁判に立会し、被告人に対して質問したり、裁判官に対してどのような刑罰が必要であるという意見を述べたりしています。

### 3 私が検察庁に入庁したのは、今お話しした検察官の業務をしたかったからでした。

私は、これまでニュースなどで目にしていた刑事事件について、自分ならどうやって被疑者から話を聞くだろうとか、どんな処分にするだろうかなどといろいろと夢想していく中で、検察官という仕事を知り、それになりたいたいと思うようになりました。

しかし、それには難関の司法試験を突破しなければなりませんでしたが、大学時代の私の頭脳ではとても太刀打ちできそうになかったので、「あきらめるしかないのか…」とと思っていたところ、検察庁のホームページで検察事務官という仕事や副検事という仕事を知ったのです。

私は、検察事務官になれば副検事も目指せる上、さらに、検察事務官の仕事が検察庁内で多岐にわたっており、検察官の仕事を間近で見ることができし、検察庁自体の仕事も深く知ることができると分かりました。

これは、副検事になれば検察事務官としての経験は強みになるし、そうでなくとも、検察庁や検察官の業務に携われることは、遠からず私の夢を叶えてくれるものだと思います。

そして、私は、国家公務員の試験を経て、岡山地方検察庁に検察事務官として入庁し、約11年の勤務経験を経て、内部試験に合格し副検事に任官しました。

4 私は、副検事となり、まだ4年ほどしか経っていない若輩者です。

最初に、捜査のことについてお話しします。

被疑者が逮捕勾留されている事件については、法律で許された時間制限のある中で処分を決めなければならないので、とてもスピード感を求められる捜査をしなければなりません。

もちろん、そうではない事件についても、余り長い時間をかけて捜査をしていると、被疑者はもちろん、被害者や目撃者も事件に関しての記憶が遠のきますし、物証もなくなってしまうがちです。

私は、なるべく迅速に捜査をしたいと思っているのですが、まだまだ、収集された証拠からどのような事実が立証できるのか、とか、被疑者や被害者等から聴取する際にどのようなことを聞くことが的確かなどといったことが十分にできず、処分を決めるのに時間がかかってしまうことが多々あります。

悩みすぎて、自宅の帰り道やお風呂に入っているとき、趣味に精を出しているとき、事件の内容が頭を巡ってしまうこともあります。

もっとも、私は、1人で仕事をしているわけではなく、立会事務といって私とペアになって仕事をしてきている検察事務官がいるので、悩ましいなと思うことを話してみたりしています。

私が何げなく話したことから、こんなことも考えられますよね、と別の視点、別の考えを提示してくれることがたくさんあるので、パッと道が開けるようなことがたくさんあり、とても助かっています。

特に、犯行に及んだ動機や経緯というのは、被疑者によって、事件によって様々なので、私がこれまでの人生経験で会ってきた人、見聞きしたことがあれば、被疑者の言葉から想像がついたりするものなのですが、そうでなければ、思いつかないこともあります。

そのため、別の視点からの考え方がもらえることは、捜査の幅が広がりますし、被疑者がもし、犯行を認めていない場合には、被疑者が犯人だと言

える証拠集めにも役立つことがあります。

実際、取調べで、立会事務官からもらったヒントに基づいて、質問してみたりということもあり、うまくいくこともあります。

5 次に裁判での話をしましょう。

検察官として刑事裁判の立会をするのですが、一番緊張します。

被告人に対して直接尋問する機会がありますが、捜査のときに聞いた話とちょっと違うことを話したりすることもあります。

動機の面だったり、起訴されていないけれど、同じ犯行を繰り返していた場合の回数など、裁判官から悪いやつだと思われたくありませんから、小さく話したりします。

あるいは事件を認めていないときは、不合理とも思われるような話をしたりもします。

そのときは、検察官が持っている証拠を活用して、的確に追及し、裁判官が適切な心証を持ってくれるよう尋問しなければなりません。

しかし、尋問の機会は原則一度きり、尋問事項が考えられないので、また次回の裁判のときに、何てこともできません。

1回こっきりのぶっつけ本番ですので、事前に被告人が話しそうなことを想定して尋問事項を作っておくこともできますが、想像通りに話すとは限りませんから、頭の回転をよくしておかなければなりません。

いつも嫌な汗を背中にかき、額にかき、心臓がバクバクしています。

何度やっても慣れません。

しかし、ここで私がくじけてはいけませんので、裁判で立会をするという経験を重ねながら、また、先輩に尋問事項について相談したり、検察庁が実施してくれる尋問研修に参加したりしながら尋問技術を磨いているところです。

6 これまでお話ししたことを通じて、副検事という仕事や検察庁の仕事に興味を持っていただけると幸いですし、ゆくゆくは検察庁に入庁し、一緒に仕事ができばうれしく思います。

(副検事 女性)